平成２１年（フ）第７１８号
群馬県前橋市広瀬町１丁目17番地　ＴＡ―802号
債務者　狩野ちひろ（旧姓川和）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３０号
群馬県前橋市大友町３丁目４番地２　レジデンス北欧301号
債務者　狩野　和代
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
群馬県渋川市渋川3829番地　狩野アパートＢ号室
債務者　春木　和子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１号
群馬県伊勢崎市下触町699番地４　松村ハイツＡ209
債務者　金子　睦美（旧姓樺澤・唐沢）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
群馬県前橋市龍蔵寺町296番地13　ラ・ファミールＡ―201号
債務者　草川　裕一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
群馬県高崎市新田町５番地３
債務者　深尾　洋行
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４号
群馬県高崎市矢中町47番地５　ラ・ディファンスミキ208号
債務者　星野　恵里
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第８６８号
神奈川県平塚市広川706番地の19
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２６号
神奈川県伊勢原市東大竹654番地の７　平野マンション101号
債務者　小菅正五郎
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７号
神奈川県伊勢原市東大竹654番地の７　平野マンション101号
債務者　小菅　良子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３３号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7336番地の５
債務者　池原　清和
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４１号
神奈川県小田原市浜町２丁目18番11号　日映コーポⅠ202号
債務者　山口　圭子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４６号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目17番23号　サンビレッジ大磯Ｃ―202
債務者　春永　晃宏
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４８号
神奈川県平塚市天沼９番88号　杉山ハイツ203号
債務者　菊田　善之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２号
神奈川県平塚市東中原２丁目４番７―406号　市営住宅
債務者　大谷　知之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５３号
神奈川県中郡大磯町石神台３丁目14番７号
債務者　木曽　廣之
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５４号
神奈川県中郡大磯町石神台３丁目14番７号
債務者　木曽　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部